

(別 紙)

ハンセン病対策事業実施要領

1 ハンセン病に関する普及啓発事業の実施

(1) 目 的

社会交流事業の実施等の啓発普及活動及び地域の特性をいかした地域啓発の推進を通じ、広く国民に対してハンセン病に関する知識の普及啓発を行うことにより、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めることを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会交流事業の実施

地域住民との交流の機会が少なくなっているハンセン病療養所（以下「療養所」という。）入所者が、療養所周辺等の地域住民等と交流を深めることによって、一般社会のハンセン病に対する偏見を払拭するために、各療養所及び入所者自治会（以下「自治会等」という。）が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行う。

ア 対象事業及び助成対象者

助成対象と事業は自治会等が行う花見、盆踊り、文化祭などの催し物及び入所者が行っている各サークル活動等であって必ず入所者以外の地域住民等が参加できるものとする。なお、入所者が療養所の外に出て行う活動に要する経費についても、本事業の対象とするが、いずれもその主催者は自治会等及び全国ハンセン病療養所入所者協議会のいずれかであるものとする。

イ 実施方法等

本事業を遂行するに当たっては、「社会交流事業助成要綱」を作成し、自治会等に対して周知する。

ウ 帳簿書類

社会交流事業費支出に当たり、次の帳簿を備え付け、常にその内容等事業の実施状況を明らかにしておかなければならない。

(帳簿書類)

- ・社会交流事業実施一覧表（別紙様式第1号）
- ・社会交流事業実施報告書（別紙様式第2号）

②地域啓発推進事業

ハンセン病に対する偏見・差別は地域により異なる。そこで、地域の事情に応じた効果的な啓発を推進するため、各療養所等に「地域啓発推進員」を置き、地域の特性をいかした啓発活動を行う。

なお、「地域啓発推進員」は、ハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有する者であること。

2 社会復帰者等に対する支援事業の実施

(1) 目的

療養所を退所し社会復帰した者の中には、地域の中で生活していく上で、ハンセン病に対する偏見・差別、長期にわたる療養所生活、後遺症あるいは高齢などの理由により医療、生活、就労等において様々な問題に直面することがある。

また、元ハンセン病患者とその家族の中には、過去の隔離政策により家族関係がいまだに回復していない者がいる。

このため、社会復帰者や元患者家族に対して助言を行うなど、問題解決のための相談窓口を設置するとともに、社会復帰する際に必要となる生活基盤の整備（住宅、日用品、就労準備等）等に対する支援や家族関係回復のための支援などを行うことを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会復帰者等相談事業

療養所を退所し社会復帰した者が、医療、就労、職場等における対人関係等において、ハンセン病を患ったことが原因で直面する様々な問題と高齢等による昨今の厳しい社会状況下の生活不安等を少しでも解決するため、また過去の隔離政策により元患者との家族関係が回復できていない者の相談に応じるために、相談窓口を設置し、社会復帰者及び元患者家族を対象に相談事業を行う。

ア 実施方法

療養所のケースワーカー、都道府県のハンセン病担当者、ピアサポーター等との連絡を密にし、必要に応じ職員等が現地に出向き相談に応じるなど、社会復帰者等に対するきめ細かな相談事業を実施する。

イ 相談内容の整理

社会復帰者等を可能な限りで把握し、現状把握に努めるとともに、相談内容及び対応等について整理し、その内容等を明らかにしておかなければならない。

ウ 相談事業従事者の要件

ハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有し、相談の実効を十分に上げることができる者であること。

エ 評価委員会の設置

相談事業の実施方法・実施状況について意見を求めるために、元患者等の当事者、有識者等で構成される評価委員会を設置するものとする。

②社会復帰支援事業

療養所から退所し社会復帰を希望する者に対してその自立を支援するために、退所する際に必要となる経費（住宅の確保、引越し、日用品の購入、技能の取得及び就労の準備に要する費用）及び復帰後一定期間経過後に必要な社会生活訓練資金について支援を行う。

ア 対象者の範囲

支援の対象は、現に療養所に入所しており3か月以内に退所を希望する者又は療養所を退所してから初回申請時まで6か月を経過していない者とする。

イ 支援の種類

- (ア) 住宅準備費用
- (イ) 引越費用
- (ウ) 日用品準備費用
- (エ) 技能習得費用
- (オ) 就労準備費用
- (カ) 自立生業費用
- (キ) 障害・介護用品費用
- (ク) その他

ウ 支援限度額

総額250万円の範囲内において、その実支出額を支援する。

エ その他申請方法等

本事業の対象者の範囲、支援の種類及び申請方法等の事業実施に当たっての詳細については、別に定める「社会復帰支援事業の実施について」（平成16年6月25日健疾発第0625001号厚生省健康局疾病対策課長通知）により行う。

オ 帳簿書類

社会復帰支援事業の支出に当たり、本業務の実施状況を明らかにしておくための帳簿書類を備えておかなければならない。

3 ハンセン病対策促進事業の実施

(1) 目的

ハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における新たな取組を支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する。

(2) 事業内容及び実施方法

①選定・評価委員会の設置

支援事業の選定及び評価について意見を求めるために、当事者、有識者等で構成される選定・評価委員会を設置するものとする。なお、選定・評価委員会には厚生労働省担当者も参画するものとする。

②支援事業の選定

地方公共団体に対してハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や元患者等の福祉の増進等に資する新たな取組を公募し、応募のあった事業の中から、予算の範囲内において支援事業を選定し、当該結果を応募者に通知するものとする。

なお、支援事業の選定に当たっては、選定・評価委員会の意見を求めるものとする。

③支援方法

支援事業の実施者と調整の上、支援事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

④支援事業の実施成果の評価

支援事業の実施者から実施状況等を聴取し、選定・評価委員会において評価を求めるものとする。

⑤事例集の作成・周知

支援事業の概要、実施状況及びその評価を取りまとめるとともに、厚生労働省と協議の上、地方公共団体等に周知を図るものとする。

4 ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業の実施

(1) 目的

ハンセン病元患者家族等（以下「家族」という。）が、ハンセン病に対する偏見差別の中で家族関係を形成することが困難であった事情を踏まえ、同様の経験を持つ家族相互の交流を通じて、家族関係の回復を図ることを目的とする。

また、家族自身による社会参加への支援を通じて、家族がこれまで受けてきたいわれのない偏見差別の解消を図ることを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①家族交流会事業

- ・ 全国を北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州、沖縄のブロックに分け、家族交流会を開催する。（地域の実情に応じて、ブロックの統合・分割も可とする。）
 - ア 家族交流会は、ブロック毎に年3回程度開催する。
 - イ ブロック毎に、家族交流会の開催を支援する「家族交流推進員」を指定する。
 - ウ 家族交流会の開催に当たっては、必要に応じて、家族交流推進員らによる企画会議を行う。
 - エ 家族交流会には、必要に応じて医師や福祉関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。
 - オ 家族交流推進員については、当事者である家族や弁護士・社会福祉士等、職種を問わず幅広く登用する。
 - カ 家族交流推進員としての活動を希望する者に対して、必要に応じて研修を行う。
- ・ 各ブロックの家族が集まることができる全国的な家族交流会（以下「全国交流会」という。）を開催する。
 - ア 全国交流会は、年1回開催する。
 - イ 全国交流会の開催に当たっては、家族交流推進員で構成される実行委員会を組織し、企画・検討を行う。
 - ウ 全国交流会には、必要に応じて医師や福祉関係者等の外部有識者を講師

として招聘することも可とする。

②講師等派遣事業

- ・ 当事者である家族を「啓発推進員」として指定し、地方公共団体や企業、学校等に講師等として派遣する。
 - ア 啓発推進員については、講演可能な地域や対象、身体的状況（移動時の介助要否など）等について情報を把握し、講師等派遣を行う際に十分配慮する。（介助を要する家族を派遣する場合、介助者の随行を可とする等）
 - イ 啓発推進員としての活動を希望する者に対して、必要に応じて研修を行う。
- ・ 国立ハンセン病資料館や全国の国立ハンセン病療養所の社会交流会館等と協力して講演先を調整するほか、啓発推進員が既に開拓した講演先を活用する等、講師等派遣の機会の確保を図る。
- ・ 啓発推進員が集まる全国会議を開催し、研修や経験交流を行う。
 - ア 全国会議は、年1回開催する。
 - イ 全国会議の開催に当たっては、啓発推進員で構成される実行委員会を組織し、企画・検討を行う。
 - ウ 全国会議には、必要に応じて教育関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。

③共通事項

- ・ 家族交流推進員及び啓発推進員は兼ねることができる。
- ・ 全国交流会と全国会議は同時に開催することができる。（それぞれの実行委員会で判断された場合に限る。）
- ・ 各事業の実施（開催ブロックの整理や家族交流推進員・啓発推進員の指定を含む）に当たっては、事前にハンセン病家族訴訟原告団及び同弁護団と協議する。